

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）※改正箇所の商品番号等は、改正前の該当箇所を指す。

改正箇所	改正前	改正後
【凡例】注)	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す <u>法</u> （個人情報の保護に関する法律）、 <u>政令及び規則の条番号</u> は、 <u>令和3年改正法第51条</u> による改正後のものを示すものとする。 <u>その他の法令に係る条文は、令和6年12月2日時点の条番号</u> を示すものとする。	注) なお、特に断りのない限り、本事務対応ガイドにおいて示す <u>法令の条番号</u> は、 <u>本事務対応ガイドの公表日（令和7年3月24日）時点</u> の条番号を示すものとする。
【改正等履歴】	（記載なし）	<u>令和7年3月 政令改正に係る改正内容（令和7年3月24日施行に係るもの）を反映したほか</u> <u>所要の修正を行った。</u>
3-2-2 政令第1条	(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の <u>番号</u>	(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の <u>番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u>